



**国勢調査の回答は
10月7日(木)までに**

総務課 ①77514989
②77519819

令和2年国勢調査が行われています。これは日本に住んでいる全ての人が対象で、回答が義務付けられています。

皆さんの回答は、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策などに役立てられます。今回の調査は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、インターネット回答または調査票の郵送提出をお願いしています。インターネットで回答した人は、調査票の提出は不要です。

国勢調査員をはじめとする調査関係者には守秘義務があり、調査内容の秘密は保護されます。

**令和2年度市スポーツ協会
体育賞受賞者**

市スポーツ協会事務局(スポーツ振興課内)
①7710083

市の体育スポーツ団体・スポーツレクリエーション団体の振興に貢献し、優秀な成績を収めた人を表彰しました(敬称略)。体育優秀児童賞/内田創也(尾山台小学校)他21人、優秀選手賞・個人/野崎美羽(東中

学校)他57人、団体/上尾卓愛会(市卓球連盟)他11団体、功労賞/犬竹さち子(市卓球連盟)他支部9人、加盟団体17人 ※受賞者一覧は市ホームページをご覧ください。

**10月以降の公的年金からの
市・県民税の特別徴収税額**

市民税課 ①77515131
②77519846

市・県民税が公的年金から特別徴収(天引き)される人は、10月から開始または徴収税額が変更となる場合があります。

①10月から新たに特別徴収される人/10月から天引きが開始されます。「納税通知書」2枚目の「公的年金からの特別徴収」欄の10月以降の税額を確認してください。

②8月以前から特別徴収されている人/10月から徴収税額が変更される場合があります。「公的年金等所得に係る特別徴収税額の決定通知書」の(2)令和2年度「公的年金特別徴収税額」、または「納税通知書」2枚目の「公的年金からの特別徴収」欄で、10月以降の税額を確認してください。

※①②に関わらず、税額変更などにより、通知書が複数送られている人は最新の通知書をご覧ください。

**事業者向け
ワンストップ相談窓口**

商工課 ①777-4441
②775-5024

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の「悩み・課題・対策」に、専門家が何度でも無料で個別相談に応じます。時・図下表のとおり ①プラザ22 ②相談日の前日までに電話で(平日だけ)商工課へ

専門家	とき	内容
中小企業診断士①	10/7~28の 毎週(水)	9:30~16:30 (1回60分)
中小企業診断士②	10/1(木)	
PRプランナー	10/8(木)	
ウェブ解析士	10/15(木)・ 22(木)	
社会保険労務士	毎週(火)(金)	9:00~16:00 (1回50分)
商工会議所 経営指導員	毎週(月)~(金)	9:00~16:00 (1回25分)

※いずれも12:00~13:00は除きます。

**防災行政無線を用いた
緊急情報の伝達訓練**

危機管理防災課
①775-5140・②775-9927

地震や武力攻撃などの災害時に、国から「全国瞬時警報システム(Jアラート)」を通じて送られてくる緊急情報を防災行政無線を用いて確実に皆さんにお伝えするため、情報伝達訓練を行います。これは、全国一斉に行われる訓練です。③10月7日(水)11時ごろ ④下表のとおり

防災行政無線による試験放送

市内に設置してある防災行政無線から一斉に、次のように放送されます。

【放送内容】

- ①「これは、Jアラートのテストです」を3回
- ②「こちらは、防災上尾です」

ヘルプマークに配慮を

障害福祉課 ☎77515315
☎77618872

義足や人工関節を使用している人、内部障害（心臓機能障害、肝機能障害、呼吸器機能障害など）の内部の障害や難病の人、妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人に、ヘルプマークを配布しています。ヘルプマークを付けている人を見掛けたら、心優しい配慮をお願いします。

〔配布場所〕障害福祉課、高齢介護課、子ども支援課、東・西保健センター、発達支援相談センター



ヘルプマーク

国民年金保険料
付加年金制度のご利用を

保険年金課 ☎77515137
☎77519827

国民年金の月額保険料（令和2年度／1万6,540円）に付加保険料（1月当たり400円）を加えて納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされ、より多くの年金額が受給できます。付加年金の上乗せ額は年額

で「200円×付加保険料納付月数」です。 ※付加保険料は、申し出た月から納付できます。 ☎20歳以上60

歳未満の第1号被保険者（自営業者、フリーター、学生など）と任意加入被保険者 ※65歳以上の任意加入被保険者や納付を免除された人、国民年金基金の加入者は除きます。 ☎マイナンバーカード（またはマイナンバー）の分かる物と自動車運転免許証などの本人確認ができる物）、年金手帳、印鑑（認め印可） ☎直接、保険年金課へ

特定健診（国保加入者）・後期高齢者健診の受診はお早めに

保険年金課 特定健診 ☎78216494
（後期高齢者健診） ☎77515125
☎77519827

令和2年度の特定健診、後期高齢者健診は、10月31日（土）までです。 ※受診には受診券が必要です。再発行を希望する人は、保険年金課へ電話してください。 ※（土）に受診できる医療機関もあります。各医療機関へ問い合わせてください。



新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税・都市計画税の軽減

資産税課 ☎775-6649・☎775-9846

☎新型コロナウイルス感染症などの影響で事業収入が減少している中小事業者など 【軽減対象】事業用家屋・設備などの償却資産に対する固定資産税、事業用家屋に対する都市計画税 【減免率】令和2年2～10月の任意の連続する3カ月間の事業収入の前年同期比減少率が①50%以上は全額免除②30%以上50%未満は2分の1減額 ☎令和3年1月1日（金）～2月1日（月）に、特例申告書（資産税課にある。市ホームページからダウンロードも可）に必要事項を記入し、認定経営革新等支援機関などによる確認を受けた上で、同機関などに提出した書類一式（写し可）を添えて、直接または郵送で資産税課（〒362-8501本町3-1-1）へ ※毎年の償却資産申告書と併せて提出してください。

彩の国「新しい生活様式」安心宣言の
掲示と対策実施にご協力を

県緊急事態措置相談センター ☎830-8141（9～18時）

企業・団体の皆さんに新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底していただくための取り組みです。感染拡大の防止と社会経済活動を両立するため、安心宣言の掲示と宣言に基づく対策実施にご理解とご協力をお願いします。



県ホームページ

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

- 三密を徹底的に回避します
 - ・密着の感染
 - ・一定の額以上の人数制限（密着で対応しないいただきます）
 - ・受付や更衣室、更衣室での感染防止
 - ・社会福祉施設の確保
- 感染防止の対策を行います
 - ・発熱などの症状がある者の隔離
 - ・症状のある従業員の出社自粛
 - ・手洗いや手指の消毒の徹底
 - ・手の触れる場所の消毒
 - ・マスクの着用
 - ・利用する施設などの最小化
 - ・換気・消毒のついでこまはビニール袋に入れて密閉
- 安全のための設備をします
 - ・人口等に消毒液、体温計の設置
 - ・対応連絡の徹底
 - ・密着の感染と汚染の徹底
 - ・共通タオルの禁止、ハンドドライヤーの活用中止
- 安心に向けた工夫をします
 - ・事前予約の最大限の活用
 - ・衣服のこまめな洗濯
- 行いません、行わせません
 - ・発熱症状での外出（通勤や入社）
- 極力制限します
 - ・一度に休憩する人数の制限
 - ・町会での食事や会合の制限
- 重症化リスクに配慮します
 - ・高齢者や病弱のある方への配慮（高齢者利用時間の限定など）
- 新しい働き方に努力をします
 - ・在宅勤務やオンライン会議
 - ・ローテーション勤務、輪番勤務

宣言日： 令和 年 月 日

名称： _____

※詳細はホームページ（http:// _____）をご覧ください



障害年金のお知らせ

保険年金課 ☎77515137

☎77519827

大宮年金事務所 ☎65213399

公的年金制度には、老後の生活を支える「老齢年金」の他、不慮のけがや病気などで障害の状態になったときの「障害年金」があります。

障害年金は、障害の原因となっただけがや病気で、初めて病院を受診した日(初診日)に加入していた年金制度によって、種類が異なります(下表参照)。**【受給要件】**次の①～③の要件に全て該当する人①年金制度加入中に初診日がある(初診日が20歳前または60歳以上65歳未満の年金未加入期間中の人は障害基礎年金の対象)②一定の障害の状態にある③保険料納付要件を満たしている **【年金額】**1級障害／97万7、125円

2級障害／78万1、700円(令和2年度) ※障害厚生年金の年金額は、厚生年金加入期間中の報酬額と加入期間で算出されます。障害年金の等級は「障害者手帳の等級」とは異なります。また、配偶者や子どもがいるときは、前記の金額に一定額が加算される場合があります。**【申請方法】**障害年金を受けるには、本人または家族による年金の請求手続きが

必要です。大宮年金事務所または保険年金課に相談してください。

加入していた年金制度	障害年金の種類	問い合わせ先
国民年金 ・第1号被保険者期間 ・初診日が20歳前か60歳以上65歳未満の期間にある ・第3号被保険者期間	障害基礎年金	保険年金課(年金担当)・大宮年金事務所
		大宮年金事務所
厚生年金	障害厚生年金	大宮年金事務所
厚生(共済)年金	障害厚生(共済)年金	各共済組合

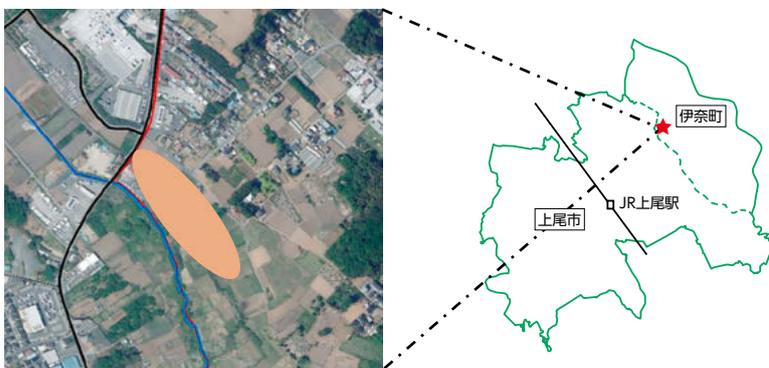
上尾・伊奈広域ごみ処理施設の建設候補地を決定

環境政策課 ☎77516925

☎77519872

上尾市と伊奈町は、新しいごみ処理施設の候補地選定について、住民、有識者などで構成する検討会議の建議を受けて策定した評価基準により、候補地を評価し、協議の上、下の伊奈町小室柴中荻区内を候補地

として決定しました。今後、地元への説明や用地買収に向けての協議、各種計画策定・調査などを順次進めます。また、候補地に接する「都市計画道路上尾伊奈線」の整備も合わせて進めます。



候補地位置図

あげお環境賞候補者を募集

環境政策課 ☎77516925

☎77519872

市環境推進協議会では、環境保全への意識を高めるため、模範になる優れた取り組みをした個人・市民団

体・事業者を表彰します。表彰は、来年度の「上尾市環境推進大会」で行う予定です。**【次の①～⑧のいずれかをおおむね3年以上継続しており、将来的にも継続が見込まれる市内で活動している個人・市民団体または市内に事業所がある事業者①河川・湖沼・緑地など身近な自然に対する保全活動②身近な自然の創造を行う先進的な活動③省資源・省エネルギーなど地球温暖化に配慮した活動④ごみの減量化・リサイクルによる資源循環型社会の構築のための活動⑤環境学習など、環境保全意識を高めるための活動⑥環境マネジメントシステムの導入や製造工程など事業活動における環境負荷低減に関するの有効な取り組み⑦環境の保全や創造に貢献する特に優れた製品やサービスを提供する事業** ※同業他社より著しく優れている点、地域社会への貢献の状況などについて付記してください。⑧その他、環境保全や環境負荷の低減に関して有効な活動 ※受賞者は選考により決定します。過去5年以内に同一事例で「あげお環境賞」を受賞した人は対象外です。**【募集期間】**10月1日(木)～11月30日(月) ※応募方法など詳しくは、市環境推進協議会事務局(環境政策課内)に問い合わせください。

市長通信 輝く!
あげお



「情報伝達・避難訓練」を実施

8月23日に上尾市総合防災訓練として「情報伝達・避難訓練」を実施しました。昨年8月の総合防災訓練から全面的に見直し、実践的な訓練内容としました。これまでに「荒川の洪水を想定した訓練」、地震を想定した「災害対策本部設置運営訓練」を行い、今回はそれに続く「情報伝達・避難訓練」です。

市民の安全を守るために普段から訓練を重ね、防災体制の強化を図ることはとても大切なことです。現在の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、参加者を絞り、衛生面にも配慮しました。

「東京湾北部を震源としたマグニチュード7.3の地震が発生した」との想定のもと、主に①災害対策本部における災害情報の収集・伝達訓練②「安否確認・一斉通報システム」を取り入れた職員安否確認訓練③避難所開設キットを使用した避難所開設訓練④IP無線、ドローンやスマートフォンによる本部との連携訓練⑤テントやパーテーション



被災箇所を確認し対応を協議

を設置しコロナ禍での避難者受け入れ体制の検証⑥外国人避難者対応訓練⑦要配慮者の移送訓練⑧各指定避難所での資機材等の確認などを実施しました。

デモンストレーションで行われたドローンやスマートフォンを使用しての映像伝送では、リアルタイムで被災現場や避難所の様子を確認することができました。防災技術の進歩には目を見張るものがあります。

「普段から準備していなかったことは、災害時何一つ実施することはできなかった」。私の故郷、陸前高田市の職員の言葉が忘れられません。

令和3年2月には「災害対策本部設置運営訓練」を行う予定です。今後も不測の事態に備え、いざという時に最善の行動が取れるよう防災力向上に努めていきたいと思ひます。

市長 富山 稔

県内初の公営屋内50メートルプールを上尾市に!

スポーツ振興課 ☎781-8112・☎775-6608

～誘致に向けての2回目の要望活動～

県内初となる公営の屋内50メートルプールとスポーツ科学拠点施設の整備に向けて県が検討を進める中、市は、市内に施設を誘致するため、8月27日に県央地域である上尾市・鴻巣市・桶川市・北本市の市長、伊奈町の町長、各市議会・町議会の議長、県央地域選出県議会議員7人と連携し、県央地域の代表として県知事と県議会議長に改めて誘致に向けての要望活動を行ないました。これは、3月に引き続き2回目の要望活動です。

この施設が県央地域に整備されると、地域の皆さんが利用できるとともに体育の授業、部活動などで児童・生徒の教育の場としても活用できると考えられます。また、国内・外の主要な大会が開催されることになれば、多くの選手・関係者がこの県央地域を訪れることとなり、地域全体への経済波及効果も期待できます。

今後も、引き続き誘致の実現に向けての活動を行なっていきます。



県知事要望活動風景



県議会議長要望活動風景



大野県知事(左)と富山市長

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

介護保険料の納め忘れにご注意を

高齢介護課 07755127

077618872

65歳以上の人(第1号被保険者)は、次の①～⑤の場合、保険料の納付方法を確認してください。

- ① 65歳になった／特別徴収(年金天引き)になるまでの間、納付書または口座振替で納めてください。
- ② 転入した／前住所地で年金天引きだった人も、転入した年度の保険料は納付書または口座振替で納めてください。年金天引きは翌年度からになります。
- ③ 転出・死亡した／資格喪失月の前月までの月割り保険料を納めてください。介護保険料変更通知書を送付しますので、確認の上、納めてください。
- ④ 年金の差し止めで年金天引きが中止になった／保険料を納付書または口座振替で納めてください。
- ⑤ 年金天引きになっているが修正申告などで保険料の段階が上がった／保険料の増額分を納付書または口座振替で納めてください。

※①②で翌年度以降も年金天引きにならない人は、納付書または口座振替での納付になります。

上尾市職員倫理条例に基づく取り組み

職員課 0775-5112・0775-9819

上尾市職員倫理条例は、職員の職務に係る法令の遵守と倫理の保持に関して必要な措置を講ずることにより、職務の遂行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保することを目的に、令和2年4月に施行しました。

条例に基づき、弁護士などで構成する外部委員による審査会を外部組織として設置し、不当要求行為などへの組織的対応や職員のコンプライアンスに係る調査などを行います。また、職員の職務に対して行われる要望などについて原則記録・保存するなど、コンプライアンスの確保に向けた取り組みを推進します。

外部通報窓口を設置

公益通報の実効性を高めるため、下記のとおり外部通報窓口を設置しました。市政の運営に係る法令違反などについて、郵送またはファクスで受け付けます。※通報は、確実な資料に基づき誠実に行われるものとし、不正な利益を得たり、他人に損害を加えることを目的としたり、濫用によりいたずらに公務に支障を生じさせたりするものは対象から除きます。

【外部通報窓口】石川和子弁護士(アーク法律事務所) (〒330-0854さいたま市大宮区桜木町1-10-16シーノ大宮ノースウイング14階B、0644-1552) ※取り組みについて詳しくは、市ホームページまたは『コンプライアンスハンドブック(仮称)』(職員課、各支所・出張所に10月中に設置予定)をご覧ください。

未納が続くと利用料の支払方法が変更に

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える制度です。制度の公平性を保つため、保険料を納めていない状態が長期間続く場合は、介護サービスの利用料の支払い方法が次の①～③に変更になる場合があります。

- (1) 滞納状態で1年経過した保険料がある／利用料の自己負担額が10割になり、後で市に申請して給付分を受け取るようになります。
- (2) 滞納状態で1年6カ月経過した保険料がある／利用料の自己負担額が

10割になり、給付が一時停止されます。それでもなお納付されない場合は、一時停止の給付費から滞納保険料額を差し引くことがあります。

- (3) 時効のため納付できなくなった保険料がある／利用料の自己負担額が3割または4割になることがあります。また、高額介護サービス費などの支給は受けられなくなります。

■納付が困難な場合は早めに相談を
特別な事情により納付が困難なときは、保険料の分割納付や減額(審査あり)を受けられる場合がありますので、早めに高齢介護課に相談してください。

「緊急医療情報キット」の配布

65歳以上や障害のある人が安心して生活できるよう、希望者に「緊急医療情報キット」を配布しています。これは、自分の医療情報や緊急連絡先などを記入した用紙を、筒状の容器に入れ自宅の冷蔵庫で保管し、万が一の災害や病気などの緊急時に備えるものです。配布は1世帯1個に

警防課 077511312
07752230
障害福祉課 077515122
077618872
高齢介護課 07755124
077618872

限ります。 ※家族が複数人の場合は、全員分の医療情報シートを1つの容器に入れてください。 ④市内に在住の65歳以上または障害のある人 ①65歳以上の人 ②自動車運転免許証・保険証などの本人確認ができる物 ③警防課・高齢介護課 ④障害のある人 ⑤障害者手帳 ⑥障害福祉課 ⑦⑧共通 ⑨申必要書類を用意して直接、各消防署・分署、障害福祉課、高齢介護課、各支所・出張所へ ※本人確認ができれば、代理人による申請も可能です。



緊急医療情報キット

荒川第二・三調節池事業の環境影響評価準備書の縦覧と意見書の受け付け

さいたま市環境対策課 ☎829-1332

☎829-1991

国土交通省関東地方整備局が実施する荒川第二・三調節池事業について

て、環境影響評価準備書の縦覧と意見書の提出を受け付けます。 【事業実施区域】さいたま市、川越市、上尾市の荒川左岸 【準備書の縦覧】 ⑩10月30日(金)までの平日8時30分～17時 ⑪環境政策課 ※さいたま市ホームページ(☎https://www.city-saitama.jp/index.html)でも縦覧できます。 【意見書の提出】意見書(環境政策課にある。さいたま市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、直接か郵送またはファクス、メールで、11月13日(金)まで(当日消印有効)に国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所調査設計課(〒338-0837さいたま市桜区田島8-17-1、☎767-6058、☎k-traraike-chousa@nit.go.jp)へ

上尾富士見団地地区・地頭方地区の都市計画の変更に係る原案の縦覧・縦覧と意見書の提出と説明公聴会

都市計画課 ☎775-7629

☎775-9906

⑫上尾富士見団地地区(富士見一丁目・二丁目)の各一部を対象とした「上尾都市計画地区計画の変更」、地頭方地区(大字地頭方、大字壺丁目、

大字堤崎の各一部)を対象とした「上尾都市計画準防火地域の変更」「上尾都市計画地区計画の変更」 ⑬区域内の土地所有者または利害関係人 【原案の縦覧・縦覧】 ⑭10月1日(木)～15日(木)の平日8時30分～17時15分 ⑮都市計画課 ※市ホームページにも掲載します。 【地区計画の変更の原案に対する意見書の提出】意見書 (都市計画課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、10月22日(木)まで(当日消印有効)に直接または郵送で都市計画課(〒362-8501本町3-1-1)へ 【説明公聴会】 ⑯上尾富士見団地地区/10月17日(土)10時～地頭方地区/10月31日(土)10時～ ⑰大谷公民館

「上尾の摘田・畑作用具」の調査報告書を刊行

生涯学習課 ☎775-9496・☎776-2250

国登録有形民俗文化財の「上尾の摘田・畑作用具」について、平成29年度から実施していた調査事業の報告書(A4判、フルカラー341ページ、摘田の再現映像のDVD付き)を刊行しました。

摘田は、田植えをしないで種籾(稲の種子)を田に直接まく稲の栽培方法で、昭和30～40年頃まで行われていました。市域のほとんどの農地は麦やサツマイモを栽培する畑作が中心でしたが、限られた環境の中、摘田という農法が伝統的に継承されてきました。「上尾の摘田・畑作用具」は、摘田による米作りや畑作に使用された古い農具の資料群で、平成28年3月2日付で国登録有形民俗文化財に登録されました。調査報告書は、摘田に代表される上尾の農業の歴史や、さまざまな農具を解説しています。



上尾の摘田

- 閲覧 図書館本館
- 販売 市役所1階情報公開コーナー 費1,600円

時とき 所ところ 内容 対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定員 持ち物 申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問い合わせ

人事行政運営状況

職員課 ☎775-5112・☎775-9819

市職員の給与や勤務状況などを公表します。特に記述のないものは、令和2年4月1日現在の状況です。

1 職員の任免と職員数に関する状況

■職員の採用及び退職状況(単位:人)

区分	採用	退職
事務職	21(8)	15(2)
精神保健福祉士	1(1)	0(0)
土木	5(2)	5(0)
機械	1(0)	0(0)
電気	0(0)	1(0)
建築	1(0)	2(0)
保育士	7(7)	9(9)
児童指導員	0(0)	2(0)
看護師	0(0)	1(1)
消防士	11(2)	4(0)
指導主事	4(0)	4(1)
保健師	1(1)	2(2)
技能労務職	2(2)	5(3)
小計	54(23)	50(18)
再任用(フルタイム)	12(5)	4(2)
計	66(28)	54(20)

※採用は平成31年4月2日から令和2年4月1日まで、退職は平成31年度中の職員数です。
※()内は女性職員数で、内書きです。
※再任用職員の任期は1年です。

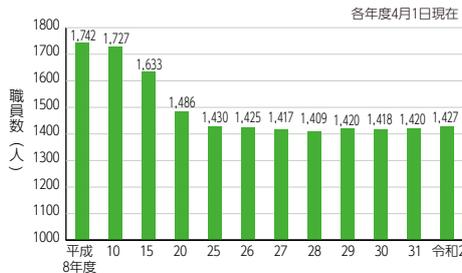
■職員別任用状況(単位:人)

区分	職員数	うち昇格者
部長級	15(1)	4(1)
次長級	27(1)	8(0)
課長級	159(33)	18(8)

※()内は女性数で、内書きです。

■職員数の推移

令和2年度の職員数は1,427人で、最多だった平成8年度の1,742人より315人減少しました。



■一般行政職の級別職員数

区分	職員数(人)	構成比(%)
7級 部長級	11	1.7
6級 次長級	17	2.6
5級 課長級	90	13.9
4級 副主幹級	86	13.2
3級 主査級	107	16.5
2級 主任級	214	32.9
1級 主事級	125	19.2
合計	650	100.0

■部門別職員数の状況(単位:人)

部門	区分	H30	H31	R2
一般行政	議会	11	11	12
	企画総務	211	212	217
	税務	68	68	66
	民生	365	370	367
	衛生	96	94	92
	労働	2	2	2
	農林水産	14	14	13
	商工	6	6	6
	土木	105	103	102
	小計	878	880	877
	特別行政	教育	158	156
消防		261	261	268
小計		419	417	427
公営企業等	121	123	123	
合計	1,418	1,420	1,427	

※職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員、再任用フルタイムなどを含み、臨時や非常勤職員を除きます。

2 職員の人事評価の状況

能力・意欲評価及び実績評価を実施しました。

3 職員の給与の状況

■平成31年度 人件費の状況(普通会計決算)

住基人口(年度末)	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	過去の人件費
229,037人	632億70万8千円	111億5,152万1千円	17.6%	(H29) 110億5,992万3千円 (H30) 110億6,497万4千円

※人件費は特別職(市長・議員など)に支給する報酬などを含みます。
※人件費は平成10年度の150億3,953万4千円を最高に38億8,801万3千円減少しています。

■平均給料月額

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	312,327円	40.5歳
技能労務職	330,929円	50.8歳

■初任給額

区分	給料月額
一般行政職	大学卒 188,700円
	高校卒 160,100円

■経験年数別・学歴別平均給料額

区分	経験年数	10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	267,675円	304,436円	352,443円
	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし

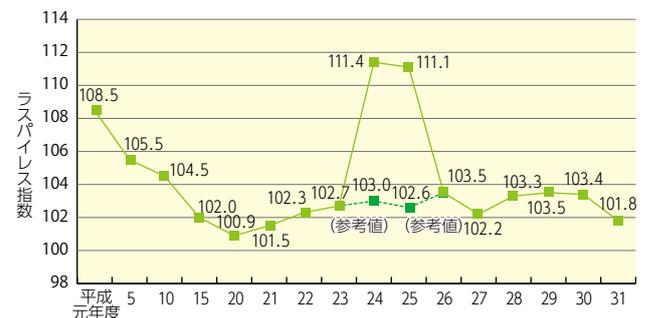
■平成31年度 職員給与費の状況(普通会計決算)

職員数(A)	給与費				1人当たり(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
1,303人	46億9,057万5千円	11億8,741万1千円	20億3,330万円	79億1,128万6千円	607万2千円

※職員手当には退職手当を含みません。
※職員数は、平成31年4月1日現在の人数です。

■ラスパイレース指数の推移

ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。



※参考値とは、平成24・25年度の国家公務員の時限的な給与改定特例法による措置がないとした場合の数値です。

■職員手当の状況

毎月決まって支給	扶養手当	住居手当	通勤手当	
	①配偶者／6,500円 ②子／10,000円 ③その他／6,500円 ※6級職員については、配偶者とその他は3,500円となります。 ※7級職員については、配偶者とその他は非支給となります。 ※満16～22歳の子1人につき5,000円加算されます。		①借家の者／28,000円(上限) ②持家居住者／令和2年度から廃止	①交通機関利用者／運賃相当額 ②交通用具利用者／通勤距離に応じて算出した額
	管理職手当	地域手当		
	課長相当職以上の管理職職員に支給する手当	地域における民間の賃金水準や物価等の事情を考慮して支給する手当(給料、扶養手当、管理職手当の総額の6%)		
実績に応じて支給	時間外勤務手当	特殊勤務手当		
	正規の勤務時間外に勤務したときに支給する手当 ※他に、夜間勤務手当、休日勤務手当があります。	危険、不快な業務など特殊な業務に従事する職員に対して支給する手当		
	管理職員特別勤務手当			
	課長相当職以上の管理職職員が、週休日等及び平日深夜に行う突発的業務に対して支給する手当			
臨時に支給	期末・勤勉手当	退職手当		
	年間支給率／4.5月(2.35月) ※支給額の算定には、職制上の段階、職務の級などによる算定基礎の加算措置があります。 ※()は、再任用職員に係る支給割合です。	勤続年数	自己都合	勤奨・定年
		20年	19.669500月分	24.586875月分
		25年	28.039500月分	33.270750月分
35年		39.757500月分	47.709000月分	
	最高限度	47.709000月分	47.709000月分	

※退職手当の支給率については、令和2年4月1日～令和3年3月31日の退職者が対象になっています。

■特別職の報酬などの額

区分	報酬	期末手当	費用弁償
市長	900,000円	年間支給率／4.5月 ※支給額の算定の際、算定基礎の加算措置があります。	—
副市長	750,000円		
教育長	695,000円		
議長	505,000円		
副議長	460,000円		
常任委員長	445,000円		
議員	435,000円		
			議会本会議・各委員会に出席／1日につき2,000円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

■勤務時間の概要

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
38時間45分	始業	終業	休憩時間	週休日
	午前8時30分	午後5時15分	60分	(土)日

■年次有給休暇の取得状況(平成31年度)

平均取得日数／11.1日
 ※1年につき最高20日間付与され、前年度からの繰り越し分を含めると最高40日間です。

■時間外勤務の状況(平成31年度)

平均時間外勤務時間数／年間128.1時間

5 職員の休業に関する状況

■育児休業等の取得状況(平成31年度)

育児休業取得者数／78人(うち新規27人)
 部分休業取得者数／40人(うち新規18人)

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

■分限処分(平成31年度)…24人(病欠休職23人、降任1人)

■懲戒処分(平成31年度)…3人(戒告2人・停職1人)

7 職員のサービスの状況

職員の守るべき義務の概要

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業等の従事制限

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び上尾市職員の退職管理に関する条例の規定に基づく元職員の再就職に関する届出が2件ありました。

9 職員の研修の状況

平成31年度に実施した研修は合計で77コースあり、延べ研修修了人数は1,020人です。

基本研修	555人	昇任・昇格時などに実施
特別研修	300人	人権・契約実務など
派遣研修	40人	国・県の研修機関や民間派遣など
自主研修	125人	通信教育、自主研修グループなど

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

■埼玉県市町村職員共済組合負担金など

15億9,969万3千円(平成31年度)

■公務災害等の発生状況(平成31年度)

公務災害／6件 通勤災害／3件

11 公平委員会の業務の状況

■勤務条件に関する措置の要求の状況

平成31年度に新たに提起された措置の要求はありませんでした。また、平成30年度以前に提起された措置の要求で審査を継続したものもありませんでした。

■不利益処分に関する審査請求の状況

平成31年度に新たに提起された審査請求はありませんでした。また、平成30年度以前に提起された審査請求で審査を継続したものもありませんでした。